

第46号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和5年8月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL:047-445-1246



知っていますか？

中古車を購入するときの契約の基礎知識

中古車を購入した直後の解約をめぐる相談が多く寄せられています。契約の基本的な考え方を押さえつつ、契約時のポイントをチェックし、解約の可否を考えてみましょう。

トラブル事例

中古車情報誌のウェブサイトで見つけた販売店に行き、150万円の中古車を現金で支払う契約をし、注文書に署名、捺印した。家族に高額だと反対されたため、翌日、販売店に電話で解約を申し出ると、**契約は成立しているので解約できない**と言われた。



契約がまだ成立していない場合は、申込みを撤回できますが、**原則的に、いったん契約が成立してしまうと、一方的に契約当事者は契約をキャンセルすることはできません**。購入者の都合による解約は、難しいといえます。

まず契約する際は、予算上の問題や家族の意見を再確認してみましょう。



それでは、契約の成立日はいつになるのでしょうか？
(裏面へ)



契約成立時期

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会（中販連）の注文書標準約款では、契約の成立日を

- ①自動車登録がなされた日
- ②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日
- ③自動車を引き渡した日

のいずれか早い日としています。

事例では、上記3つのいずれにも該当していないと思われるので、契約は成立していないと考えられます。

ただし、クレジットでの支払いの場合は、「立替払契約の成立時期」（日本クレジット協会）等が契約成立時期となります。また、「注文書に署名、捺印した時点を契約成立日とする」などの特約条項を採用している販売店もあるので、**必ず約款を読み**、不明な点があれば販売店にしっかり確認し、納得した上で署名、捺印するようにしましょう。



注文書等で確認すること

- ①登録手数料などの手続き代行費用、保証や定期点検整備費用、種々の税金などの諸費用について記載があるか
- ②販売店の説明内容が注文書面に反映されているか（反映されていない場合は、備考欄に記載を依頼するなどの対応を）
- ③契約成立日に関しての特約条項の有無
- ④解約条項（特にキャンセル料）についても必ず確認

注文書等の控えを受け取ることも忘れずに!!

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。



理解度チェックにも挑戦してみてください!

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)
電話: **047-445-1246**(予約優先)
時間: 平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号
消費者ホットライン **188**



消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
イヤヤン